

令和3年度第1回江別市公平委員会会議録

日 時 令和4年1月21日（金）
午後5時00分～

場 所 市役所本庁舎西棟会議室 2号室

1 議事日程

(1) 議事

・職員団体登録事項の変更について

2 出席者

(1) 委員	委員長	佐藤 允
	委員	杉野 邦彦
(2) 事務職員	幹事	伊藤 直也
	事務職員	熊澤 和宏
	事務職員	前田 佑介
	事務職員	芳賀 俊平

(開会前)

地方公務員法第11条第2項の規定に基づく会議の開催についての協議（議事を「職員団体登録事項の変更について」の1件に変更した上で、開催を決定）

(議事録)

佐藤委員長（以下「委員長」） 本日は、ご多忙の中お集まりいただきましてありがとうございます。

それでは、定刻になりましたので、ただいまより令和3年度第1回江別市公平委員会を開会いたします。

はじめに、「議事（1）職員団体登録事項の変更について」を議題といたします。

事務局から説明願います。

熊澤事務職員 それでは、職員団体登録事項の変更につきまして、ご説明申し上げます。

初めに、右上に「資料1」とあります資料をご覧いただきたいと存じます。

本件は、本年1月14日付けで、自治労江別市職員組合から、職員団体登録事項変更届の提出がありましたので、これにつきまして、新役員の選出が民主的かつ公平に行われたものであり、地方公務員法第53条の趣旨に合致しているかを、ご審議いただくものであります。

資料には、公平委員会において職員団体登録を行うに当たっての法的根拠

となる「地方公務員法」と「職員団体の登録に関する条例」の関係規定を掲載しております。

資料1 ページの下段、下線部分になりますが、公平委員会の登録を受けた職員団体は、地方公務員法第53条第9項におきまして「その規約又は申請書の記載事項に変更があったときは、条例で定めるところにより、公平委員会にその旨を届け出なければならない。」こととされております。

次に、資料の2 ページをご覧くださいと存じます。

中段の下線部分になりますが、職員団体の登録に関する条例第4条第1項におきまして、登録を受けた職員団体は、「その規約若しくは登録の申請書の記載事項に変更があったときは、公平委員会に書面をもってその旨を届け出なければならない。」こととされており、同条第3項において「役員の実選については法の規定に基づいて決定されたことなどを証明する書類を添付しなければならない」こととされております。

また、下線はございませんが、第4項におきまして、記載事項の変更の届出に関しては、第3条の規定を準用するとされており、第3条では、届出があった場合、届出から30日以内に登録の可否を職員団体に通知しなければならないとされています。

3 ページをご覧くださいと存じます。

自治労江別市職員組合の役員選挙は、昨年12月10日に行われ、変更年月日は、組合の持ち回り決議で承認された本年1月14日付けとなります。

次に、内容であります。執行委員長及び副執行委員長は、再任となり、書記長及び書記次長は、新任となっております。

執行委員は、5人のうち2人が再任で、3人が新任となり、監査委員は、1人が再任、1人が新任となっております。

次の4 ページは、選挙結果が記載されておりますので、ご確認をいただきたいと存じます。

また、5 ページは、今回の選挙の投票録でありまして、選挙人名簿登録者数及び当日の有権者数が235人、投票者数が142人、投票率が60.4%となっております。

なお、過年度の投票結果及び投票率の推移につきましては、6 ページにグラフを掲載しておりますので、ご覧くださいと存じます。

以上、資料の概要をご説明申し上げましたので、よろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。

委員長 ありがとうございます。説明を受けましたが、これについて質問等はありませんか。(なし)

それでは、事務局の説明のとおり、職員団体登録事項を公平委員会に変更登録することについて、ご異議ございませんか。(了)

ご異議がないようですので、変更登録することといたします。

事務局で通知及び登録簿への登録をお願いいたします。

以上で、本件を終結いたします。

それでは、以上で本日の公平委員会を閉会いたします。

終了：午後5時6分

上記の会議録の内容に相違のないことを認め、署名押印する。

委員長 ⑩

委員 ⑩

委員 ⑩